

常に低くなっておりますが、これは新しい制度のため予算の予測が困難であったものと思われれます。負担割合につきましても、当年度の決算額では一致しておりませんが、翌年度に清算されるものでございいます。

以上、今後老人保健医療事業が健全に運営、推進していかれるよう御努力をお願いしまして、簡単でございしますが決算審査の補足報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第八十九号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十四 議案第九十号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 晃君登壇）

○会計課長（持田 晃君） 御指名をいただきましたので、議案

第九十号 昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地
区画整理事業会計歳入歳出決算につきまして御説明申し
上げます。

決算書の二百四十一ページをお開きいただきたいと思います。
まず、歳入から御説明いたします。

歳入予算総額九千六百六十一万一千円に對しまして、収入済額
は九千六百六十一万六千五百八十八円でございます。収入率は100%
でございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 都支出金。予算現額五万六千円に對しまして、収入
済額五万六千円。これは土地区画整理法によります許可事務
の委託金でございます。

第二款 繰入金。予算現額八千万円、収入済額八千万円。こ
れは一般会計からの繰入金でございます。

第三款 繰越金。予算現額一千五十八万八千円に對しまして、収

入済額一千五十八万五千二百一十一円。これは前年度からの繰越金でござ
います。

次に、第四款 諸収入。予算現額五百九十七万五千円に對しまし
て、収入済額五百九十八万六千七百七十七円でございます。うち預金利子は
二十四万三千九百九十五円。それから、雑入が五百七十三万九千六百七十円。
これは換地精算の徴収金でございます。

第一款から第四款までの収入済額の合計は九千六百六十一万六千
五百八十八円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。
続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

歳出予算総額九千六百六十一万一千円に對しまして、支出済額
は三千三百四十六万二千五百四十一円で、予算の執行率は三四・六%
でございます。

第一款 総務費。予算現額一千五百二十六万四千円に對しまし
て、支出済額は一千四百三十六万九千七百三十二円でございます。主

な支出は、職員に対する人件費でございます。

第二款 事業費。予算現額一千四百十五万一千円、支出済額一千三百三十五万八千八百九円。主な支出は、新都市建設公社に対します業務委託料一千万円。水道新設管工事負担金が百二十五万二千八百十三円、及び工作物等の補償料百六十一万四千二百十四円でございます。

第三款 諸支出金。予算現額五百七十三万四千円に對しまして、支出済額が五百七十三万四千円でございます。これは換地精算の交付金で、一般会計へ繰り入れするものでございます。

第四款の予備費は、支出はゼロでございます。

歳出の支出済額の合計は三千三百四十六万二千五百四十一円となります。

歳入歳出の差引残額は六千三百十五万四千四十七円となります。以上、福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計の歳入歳出決算の内容につきまして御説明申し上げます。

大変雑駁な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 木村田治男君登壇）

○監査委員（木村田治男君） 御指名によりまして、昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計の決算審査について報告させていただきます。

詳しい内容につきましては、意見書のとおりでございます。

この特別会計の事業は、福生駅東口地区の事業でございます。当年度は、一般会計から八千万円を繰り入れて事業が終了する予定でしたが、権利者の都合により、整備工事がおくれたため、さらに一年延期したわけでございます。このため決算では多額の不用額を生じておりますが、これは翌年度に

繰り越して事業費に充当するものでございます。

この事業は、個人の利害に直接関係することから、担当する職員の苦勞も大変であらうと思いますが、あと一步でございますので、一層の努力を願ひ、簡単でございますが決算審査の補足報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 日程第十五 議案第九十一号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 持田 巽君登壇）

○会計課長（持田 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第九十一号 昭和五十七年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の二五五ページをお開き願います。

それでは、まず歳入から御説明いたします。

歳入予算総額三十億九百九十七万六千円に對しまして、収入済額は三十億千九百九万二千八百五十二円でございます。収入率は一〇〇・三〇でございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金。予算現額一億五千三百万円に對しまして、収入済額一億五千八百九十八万一千九百四十円、これは下水道事業受益者負担金でございます。

第二款 使用料及び手数料。予算現額二億三千六百六十二万五千円に對しまして、収入済額二億三千四百七十九万四千九百八十九円、これは下水道使用料収入でございます。

次に、第三款 国庫支出金。予算現額一億四千二百四十六万七千円に對しまして、収入済額一億四千二百三十九万一千円。そのうち国庫負担金が一千三十九万一千円、これは流域下水道の防衛施設分の

負担金でございます。同じく国庫補助金一億三千二百万円、これは下水道管渠埋設費の補助金でございます。

次に、第四款 都支出金。予算現額一千万円。収入済額一千万円でございます。これは下水道管渠埋設に對する都の補助金でございます。

次に、第五款 繰入金。予算現額八億六千八百万円。収入済額八億六千八百万円。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、第六款 繰越金。予算現額一億六百四十六万四千円。収入済額一億六百四十六万四千四百二十円。これは前年度からの繰越金でございます。

第七款 諸収入。予算現額一千八百四十二万四千円。収入済額一千八百四十六万五千三百円。うち延滞金加算金及び過料が十六万七千八百円、これは受益者負担金の滞納による延滞金でございます。同じく預金利子が二百二十三万七千七百円。同じく貸付金の元利収入が一千六百万円。これは水洗便所改造資金の貸付元金収入でございます。

雑入がその他に五万五千円でございます。

第八款 市債でございますが、予算現額十四億八千万円に對しまして、収入済額が十四億八千万円でございます。これは公共下水道の事業債十四億二千五百六十万円と、流域下水道の事業債五千四百四十万円でございます。

歳入の収入済額の合計は三十億一千九百九万二千八百五十二円となっております。

以上で歳入の説明を終らせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

二五七ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出の予算総額は三十億九百九十七万六千円に對しまして、支出済額が二十八億八千九百二十六万二千八百六十一円でございます。予算執行率は九六・〇名でございます。

歳出の内容につきまして御説明申し上げます。

第一款 総務費。予算現額三億七千四百三十三万三千円に對し

まして、支出済額が三億五千九百九十五万九千三百三十九円でございます。主な支出は、職員に對する人件費及び多摩川上流流域下水道の維持管理の負担金でございます。

第二款が事業費。予算現額二十億二千三百六十九万九千円に對しまして、支出済額が十九億七千八百五十六万一千八百十三円でございます。主な支出は、公共下水道の管渠の工事費十四億三千九百九十二万五千円。地下埋設等の移設の補償料が一億七百三十七万三千六百三十七円。西住宅地区周辺排水路の新設事業負担金が一億六千九百四十八万五千八百八円。それと、多摩川上流流域下水道建設事業負担金が一億三千七百六十七万七千七百六十五円でございます。

第三款 公債費でございますが、予算現額五億五千三百六十五万三千円に對しまして、支出済額が五億五千七百七十四万一千七百九円でございます。この主な支出でございますが、公共及び流域下水道の事業借入金償還でございますが、七千四百三十五万八千九百二十四円。同いくこの借入れに伴う利子が四億七千三百八十五万六千五百六十六円

でございます。

第四款の予備費の支出はございません。

歳出の支出済額の合計は二十八億八千九百二十六万二千八百六十一円となります。

なお、不用額九千四百三十四万三千九百九十九円のうち三百九十五万八百七十四円が前年度繰越事業費の不用額でございます。

歳入歳出の差引残額は一億二千九百八十二万九千九百九十一円となります。

以上、下水道事業会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

大変雑駁な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 長（田村市郎君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 木村田治男君登壇）

○監査委員（木村田治男君） 御指名でございますので、昭和五十七年度福生市下水道事業会計の決算審査について報告させていただきます。

詳細につきましては意見書のとおりでございますので、ここでは補足的な意見を述べさせていただきます。

昭和四十八年度から始まりました公共下水道事業も順調に進みまして、計画処理区域内では、約九〇％の管が布設されまして、あと一、二年で完了することとでございます。決算額も年々増加してまいりまして、事業費は、当年度がピークのこととでございます。

一方、水洗化普及率につきましては、六〇％を超えましたが、まだ水洗化されていない供用開始区域内の世帯に対しては、この施設を有効に利用していただくよう働きかけ、水洗化の促進に努め、市民一人一人が快適で文化的な生活ができるよう要望いたします。

ものであります。

今後とも一層の努力を期待いたしまして、簡単でありますか
決算審査の補足報告といたします。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） この二六三ページの使用料のところでお尋ねしたいんですけども、この下水道の使用料の内訳を教えてください。

米軍の使用料はこの中で幾らになるかということと、それとこの米軍の使用料が一般市民の使用料と同じように換算した場合、あと幾らいただけるようになるのか、それだけ聞かせてください。

○議長（田村市郎君） 暫時休憩します。

午後五時三十五分 休憩

午後五時四十一分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（内田和雄君） 米軍の関係の使用料でございますが、八千五百二十七万一千円でございます。総額におきまして二億三千四百七十九万四千四円でございますので、大体二六・三％に当たります。

また、米軍の使用料を一般市民に換算した場合というのは、大口でございますので、ちょっとここでは計算ができませんので、申しわけございませんが、御了承をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

○三番（村野和一郎君） この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第九十一号については、建設委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) お諮りいたします。

ただいま村野和一郎君から、本案は建設委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第十六 議案第九十二号 昭和五十七

年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(会計課長 持田 巽君登壇)

○会計課長(持田 巽君) 御指名をいただきましたので、議

案第九十二号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計歳入

歳出決算につきまして御説明申し上げます。

決算書の二八九ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入から説明させていただきます。

歳入予算総額五億一千九百八十万三千円に對しまして、収入済額四億九千八百七万三千六百九十九円でございます。

次に、歳入の内容につきまして御説明いたします。

第一款 受託水道事業収入。収入済額四億九千八百七万三千九百六十六円。これは事業に對する東京都からの受託収入でございます。都の受託収入の四億九千八百七万三千九百六十六円のうち、管理収入が三億八千六百一十一万一千四百三十六円、建設工事収入が一億一千九百九十五万八千九百六十円でございます。

以上で歳入の説明は終わらせていただきます。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

歳出の予算総額は五億一千九百八十万三千円に對しまして、支

出済額は四億九千八百七万三千九百九十六円でございます。

歳出の内容につきましては、第一款 受託水道事業費。支出済額四億九千八百七万三千九百九十六円。このうち水道管理費が三億八千六百一十一万四千四百三十六円。主な支出といたしましては、工事費が一億四千五百六十九万二千五百四十六円。職員の人件員が一億五千三百二十万二千三百八十二円。動力費が四千七百三十二万六千九百九十七円でございます。同じく建設改良費でございますが、支出済額が一億一千九百九十五万八千九百六十円。主な支出といたしましては、水道施設の改良及び排水管新設工事費が七千二百八十九万円。量水器の購入費が三千二百七十七万七千七百六十円でございます。

歳出の支出額の合計は、歳入の収入済額と同じく四億九千八百七万三千九百九十六円となります。したがって、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

以上で受託水道事業会計の歳入歳出決算の内容につきまして御説明申し上げます。

大変難解な御説明でございましたが、何とぞ慎重御審査をいただきまして、原案御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君）引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 木村田治男君及豆壇）

○監査委員（木村田治男君） 御指名でございますので、昭和五十七年度福生市受託水道事業会計の決算審査について報告させていただきます。

当市の水道事業は都に一元化されておりまして、歳入は全額都からの受託収入でございます。

歳出は、維持管理が主な事業でございます。当市内には現在、約百三十二キロメートルの水道管が埋設されているわけでございます。水道事業歴の古い当市にとって、耐用年数の経過した傷みの激しい管もございます。漏水には特に注意をしなければ